２０１２年 ４月 ３日

中小共闘センター確認事項

Ⅰ．中小共闘の第３回集計結果について

１．集約状況

3月30日までに、回答または妥結の金額が報告された300人未満の組合は844組合（率は723組合）であった。昨年が736組合（率640組合）、一昨年が812組合（率673組合）であったことからすると、昨年比108組合、一昨年比32組合の増加であり、若干ではあるが解決の促進が図られているといえる。

規模計では本年が1486組合、昨年が1255組合、一昨年が1456組合であった。（別途集計）

２．妥結または回答の内容

（１）300人未満の加重平均では4,482円、1.75％であり、昨年との比較では△74円、+0.01ｐとなっている。単純平均では4,310円、1.71％であり、昨年との比較では△166円、△0.02ｐである。100人未満の前年からの落ち込みが大きい。一昨年との比較では加重平均+25円、単純平均△166円である。

なお、妥結した組合の加重平均は4,576円、1.78%となっている。

規模計では、加重平均5,353円(1.82%)、単純平均4,622円（1.75%）であり、昨年との比較ではそれぞれ+48円（+0.03p)、△105円（△0.02p）である。一昨年との比較では、加重平均＋90円（+0.03%)、単純平均△105円（±0.0%）である。

（２）規模計と比較すると、加重平均で871円、単純平均で312円下回っている。

（３）金額または率について前年比較が可能な組合についてみると、加重平均で＋58円、単純平均では＋22円となっている。率はともに+0.02ｐである。（別途集計）

（４）金額または率のみの集計では、加重平均4,412円（1.76%)、単純平均4,190円（1.71%）であり、昨年との同時期比較をすると加重平均△47円(+0.01p)、単純平均△117円（△0.03p）となっている。一昨年との比較では、加重平均＋469円(+0.14p)、単純平均＋535円(+0.14p)である。（別途集計）

（５）賃金カーブ相当分（定期昇給相当分）として設定した4,500円以上を獲得した組合は、386組合となっている。（別途集計）

Ⅱ．妥結ミニマム基準の設定について

１．設定の考え方

加重平均における昨年との比較では厳しい結果となっているが、一昨年との比較では若干上回る結果となっている。4500円以上を獲得した組合は半数弱（45.7%）であり、妥結の加重平均では4,576円となり、昨年同様に賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）とした4,500円を上回っている。

回答・妥結集計における加重平均の4,482円は、今後上積みがあり得ること、規

模計との差をこれ以上拡大させないために、次の通り妥結ミニマム基準を設定する。

２．妥結ミニマム基準

①　賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）を妥結ミニマム基準とする。賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）が著しく低い、または、賃金カーブ維持相当分の算定（定期昇給相当分）が困難な組合については、4,500円以上とする。

②　加えて、賃金改善分の獲得をめざす。

Ⅲ．今後の取り組み

１．未解決組合は、「妥結ミニマム基準」や集計結果を参考に、組合員の期待に応える回答の引き出しと賃金水準の維持・改善に結びつく解決をめざす。また、構成組織または地方連合中小共闘センターの取組み方針に基づき、早期解決をはかる。

２．構成組織と地方連合会は、戦術指導を含め未解決組合の交渉支援を精力的に行う。その場合、賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）が算定されていない組合には、賃金水準の低下を阻止する取り組みをすすめるため、可能なかぎり、賃金実態から１歳１年間差を算定し、その獲得のための対策を講じることとする。

３．地方連合会と構成組織は、地場共闘において情報交換を密にするとともに情報開示に努め、地場共闘を積極的に展開する。

以　上